

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容		低炭素建築物新築等計画の変更の認定
根拠法令等及び条項		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する 第54条第1項
	参考事項	栃木市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 都市の低炭素化の促進に関する法律 第54条 所管行政庁は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 (1) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第三号に規定する判断の基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。 (2) 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。 (3) 前条第2項第3号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。	